

独立行政法人評価委員会第34回農業分科会

農林水産省経営局総務課

第34回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成23年2月9日（水）

会場：三田共用会議所

時間：13：15～16：10

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

- (1) 次期中期目標について
- (2) 不要財産の国庫納付について
- (3) 役員給与規程の一部改正について
(休 憩)

第2部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）

- (1) 中期目標の変更について
- (2) 平成21年事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
- (3) 不要財産の国庫納付について
- (4) 農林漁業信用基金における民間出資に係る不要財産の払戻しの催告について
- (5) 役員給与規程の一部改正について
- (6) その他

3. 閉 会

午後1時15分 開会

○松本分科会長：皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただ今から農林水産省独立行政法人評価委員会第34回農業分科会を開催いたします。本日の議長をさせていただきます松本でございます。どうぞよろしく願いいたします。委員および専門委員の皆さま方におかれましては、年度末の大変お忙しいとき、また寒の戻りといいましょうか、今日はことのほか寒い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち7名にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方と、配布資料の確認について説明をお願いいたします。

○経営局総務課長：今回から事務局を務めさせていただくことになりました経営局総務課長の豊田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、本日の議事の進め方から説明をさせていただきます。本日の議事は2部構成といたしまして、まず第1部につきましては、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの3法人の議題をご審議いただきます。その後、休憩を挟みまして、第2部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題をご審議いただくこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いをいたしたいと存じます。冒頭に議事次第、それから配布資料一覧をつけております。次に資料1といたしまして、農業分科会の委員名簿。その後に第1部資料として資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2、資料4-3、ここまでの第1部の資料でございます。

第2部の資料といたしまして、資料5-1、資料5-2、資料6、資料6-1、資料6-2、資料6-3、資料7-1、資料7-2、資料8、資料9-1、資料9-2、資料9-3とセットさせていただいております。大変大部にわたりまして恐縮でございますが、事前に送付させていただいております資料の一部の差し替えもあり、フルセットで卓上に配布させていただいております。もしご覧になられておまして、不足等がございましたら、いつでも結構でございますので、申し出いただければと存じます。今のところよろしいでしょうか。では、分科会長お願いいたします。

○松本分科会長：それでは本日のまず1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、次期中期目標についてでございます。各法人の所管課から説明を行っていただき、ご質問を受けることにしたいと思います。まず、それでは、農林水産消費安全技術センター担当の消費安全局総務課からご説明をお願いいたします。

○消費・安全局総務課：消費安全局の総務課で調査官をしております瀬川でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

資料は2-1と右肩に振ってあります独立行政法人農林水産消費安全技術センター——われわれ通常FAMICと呼ばせていただいています——の中期目標でございます。

まず中身に入る前に、2点お断りをさせていただきたいと思っています。まず1点ですが、各委員の皆さまには、実は事前に資料を送付させていただいておりますが、若干送付後文言の修正を行っています。てにをは等の軽微な変更ですので、この場では修整点をご説明しませんが、一部表現が変更になっていることをご了承いただきたいと思います。

2点目ですが、資料のページの4ページ目をめくっていただきたいと思います。4ページの下の方の2つのカラム、(8)と(9)、業務運営コストの削減と人件費の削減等、これが調整中、(P)ペンディングマークがついてございます。こちらについては、現在財務省と調整中でございます。担当ベースでは、業務運営コストの削減については、まずは一般管理費、こちらについては、前年度平均で少なくとも前年度に比べて9%抑制すると。あるいは、業務経費につきましては、毎年度平均で少なくとも対前年度1%抑制するということを目標にしようと思担当ベースでは考えております。

それから(9)の人件費の削減ですが、こちらにつきましては、平成22年の11月に閣議決定されました公務員の給与改定に関する取扱いについて、という文書がございます。これに基づきまして、FAMICの給与水準については、国家公務員と同等のものになるように務めるといった形で中期目標に位置づけていきたいと考えております。

失礼しました。先ほど、一般管理費の中で、対前年度比3%でございます。3%削減するというので考えております。修正させていただきます。

それでは早速、中期目標の内容について説明をさせていただきたいと思っています。資料の2ページ目に、時間もございますのでポイントを整理させていただいております。こちらに基づいて説明をいたします。FAMIC、改めてご紹介するまでもございませませんが、農薬取締法、あるいは飼料安全法、肥料取締法、JAS法と、こういう個別法に基づいて農林水産大臣の指示に基づいて検査を主として行う機関です。特に、前文にも書いてありますが、生産資材の安全性の確保を含めた食品安全行政の推進、科学に基づいて国際ルールにのっとっていくということ

が重要になっています。そういう意味で、FAMIC、安全性の検証という部分で、この安全性行政に大きくかかわっていただいていますので、専門技術力を維持・向上していくといったようなことが必要だというのが第1点、目標にあたっての考え方として考えております。

それでは第2点目。昨年出されました勧告の方向性、あるいは見直しの基本方針の中で、事務・事業の効率化を図っていくことがうたわれています。FAMICについても幾つかの指摘がされています。この指摘にきっちり対応していくと。この2つの視点で、次期中期目標を作成しています。

具体的に内容でございます。まず、業務運営に関する事項として大きく4点挙げています。

1つが左側の上にあります。効率的な組織体制と業務の重点化という項目です。そのうちの1点目ですが、まず専門技術を有する人材をきっちり育成して、適正な要員を配置していくというのは、これは安全行政の国際的な流れに沿ったものとして、目標として位置づけています。

それから、次の2点ですが、FAMICの地域センター、地域組織を効率的な運営体制の構築ということで、まず第1点が、現在九州地区を担当しています門司事務所、これは食品の規格や表示の検査を行っています。それから、福岡市にあります福岡センター、これは肥料と飼料の検査を行っています。これらはそれぞれ別の場所に存在していますので、できるだけ効率的な運営体制となるように、統合によることを目途に、どれぐらいの経費がかかるかどうかについて、24年度内に検討していくということです。

それから、地域組織の効率化の2点目でございますが、札幌センターというのがございます。これは前期の中期計画で、小樽にありました食品部門を肥料、飼料部門が存在する札幌市に移転をしています。しかしながら物理的な関係で、同じ事務所には移れなかったのですが、できるだけ近接した場所に事務所を構えています。

こういうかたちで、物理的に統合ということをしているわけですが、実際に一般管理費とか、業務の運営の中で、さらに一層の効率化を図っていくということを考えています。

それから2点目。相談業務の重点化ということですが、FAMICの相談業務。主に企業からの専門的な相談が多いという実態があります。例えば、表示をする場合に、水分含量を書かなくてはならない。そのときに乾燥させるやり方はどうなのか。こういうことを間違ってしまうと、事業者が意図しなくても誤表示になってしまうということがあります。こういう専門性を生かした業務にできるだけ特化して重点化を図っていくといったようなことを考えております。

次に、大きな2点目、資産の見直しのコスト削減です。右上に保有資産の見直しということ

で書いてありますが、肥料の試験に用いていますほ場が今現在、堺と岩槻、2カ所あります。これをできるだけ効率化するというようなことで、岩槻で1カ所で行っていくということで、堺ほ場を廃止して、不要資産については国庫へ返納していくということを24年度中に行うというかたちになっています。

それから、人件費の削減については、先ほどご説明したとおりです。それと最後に、自己収入の確保ということで、依頼分析なり、あるいは研修、こういうものの受益者、実際に依頼者からの負担を適正化していったって、自己収入を確保していくということ、中期目標として掲げております。

それから、効率化の3点目。これは当然のことですが、契約の点検・見直し。あるいは、事業の透明性の確保。あるいは、内部統制の充実、ということで、これにつきましては、前回の目標から引き続き、一層の徹底を図っていくというふうに考えております。

それから、4点目。右下になりますが、関係機関との連携についてでございます。こちらにつきましては、事業仕分けでも国民生活センターとの連携が、国民生活センターの事業仕分けの中で挙げられています。FAMICとしては、技術的・専門性優位の優位性を踏まえた連携が必要だということで、具体的には、国民生活センターとあらかじめどのような協力が可能かといった協定を結んで、それに基づいて適切に対応していただこうと考えております。

それから、目標の大きな2番目。下の段に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、ということで掲げております。この中で特に、食品の安全と消費者の信頼の確保するための的確・迅速な対応ということで、この2点目ではありますが、例えば分析機関に求められる国際標準ISOに基づく品質保証体制をきっちり確立していくと。先ほど生産資材の安全性、もちろん科学に基づいて、あるいは国際ルールに基づくといったようなことが重要になっています。

そういう意味で、分析の精度管理なり、あるいは、その分析を行っていく体制をきちっと外に証明できるものにしていく、ということが、非常に重要ではないかということで、今回特にこの目標の中に入れさせていただいています。このほか、調査研究の充実や情報セキュリティの強化、こういうものに取り組んでいただきたいと思います。

以上で、内容を簡単に説明させていただきました。そのほか、今現行の中期目標に比べてかなり評価項目とか、すっきりしているというふうに印象を持たれた委員の方もいらっしゃると思います。現行の中期目標につきましては、評価委員の方からも、「よく書いてあるが、細かすぎると、逆にわからなくなっている」という指摘もございました。

今回の中期目標では、必要な内容は残しつつ、できるだけ項目を大括り化する。あるいは、重複を避けるということ。例えば、肥料と食品が同じようなことが書いてある。これは、大括り化して、共通の項目として記述するといったような表現上の工夫をさせていただいています。FAMI Cの次期中期目標の案につきましては、以上です。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、続きまして、種苗管理センター担当の生産局知的財産課から説明をお願いいたします。

○生産局知的財産課長：ただ今ご紹介いただきました知的財産課長の遠藤でございます。資料の2-2をご覧ください。種苗管理センターの次期中期目標についての資料でございます。

まず最初に、お断りしたいことがございまして、4ページ以降中期目標の案の本文がございしますが、これにつきましては、以前委員の先生方にお配りいたしましたものと比べまして、やはり若干語句の修正等ございしますが、大きな内容等は変わっておりませんので、ご了解いただければと思います。

さらに6ページをご覧くださいなのですが、業務運営一般の効率化のところ、一般管理費・業務経費、それから、(2)の人件費のところ、やはり(P)、調整中になっております。これにつきましては、現在、財務当局と調整中ございまして、事務的には一般管理費がマイナス3%。それから業務経費につきましては、マイナス1%ということで、事務的に今調整を始めているところでございます。

それでは、時間もございませぬので、2ページと3ページの種苗管理センター中期目標概要に沿って説明させていただきたいと思っております。大きく2つ分けまして、業務運営の効率化に関する事項と、それから国民のサービスの質の向上という事項に分かれております。

まず、業務運営の効率化に関する事項でございますが、種苗管理センターの大きな業務の1つであります品種登録にかかる栽培試験につきまして、まず最初のパラグラフでございます。今UPOV条約という、国際的な知的財産、品種登録の条約がございしますが、その条約にのっとりまして、各国におけるそれぞれの審査の国際標準化等を図っておりまして、その試験方法と評価手法についてハーモナイゼーションを図りまして、わが国における他国からの品種登録申請、それから、わが国のものを他国で行う品種登録の申請、これらを相互に迅速に行えるよう、栽培試験結果の相互使用の推進をうたっております。

それと、栽培試験の報告期限の短縮でございますが、これは栽培試験終了後、今平均して3カ月かけまして農水省のほうに報告されておりますが、それを2.7カ月以内に報告するということで、その短縮を図ることをうたっております。さらに、民間委託の拡大を図るため、公募

案件の拡大ということで、現在、花で3品種民間委託を行っておりますが、さらにその品種の種類を増やしまして、公募案件の数の拡大に努めるということでございます。

次に、効率的な育成者権の侵害対策、活用促進でございます。今、種苗管理センターにおいて育成者権の侵害に対して機動的な対応で是正するための仕事を行う品種保護Gメンが配置されておりますが、その効率的な運営を図るため、併任をかけて全国に効率的に配置する等の取組をうたっています。

それから、現在品種保護Gメンを海外へ派遣し、そのノウハウなり知識を東アジアを中心に移転を図っているのですが、その派遣につきましては、より効果的に行うために、制度未整備国、まだ品種保護の制度が十分じゃない国を中心に十分効果が発揮できるような方法によって行うこととしています。

例えば、今、タイ、インドネシアが非常に品種保護制度の整備に熱心ですから、そういう熱心な国を中心に、要望に応じて派遣するというふうな方法を考えているところでございます。

さらに、もう1つの種苗管理センターの仕事といたしましては、種苗の検査等でございますが、その種苗検査につきましては筑波にあります種苗管理センターの本所へ集約化いたしまして、その人員の配置の適正化、効率化を図るということをうたっております。

それから、検査手数料の見直しでございますが、現在、検査手数料は管理費が入っていないかたちで積算されております。また、それから個別の細かい積算ではなくて、モデル的な検査の価格をベースに検査料を決めていますので、今後は管理費を算入いたしまして、細かく検査料を決め、より適正な価格で手数料を取るということも考えております。

それから、ばれいしょ、さとうきびの原原種の生産、配布等でございます。種苗管理センターの業務の大きな柱の1つでございますが、ばれいしょ、さとうきびについてウイルスフリーの安全な原原種を配布するという業務を行っております。その原原種の生産につきまして、効率化を図るとともに、マイクロチューバー等の組織培養、器内増殖技術を用いた生産の定着を図りまして、かつ民間への部分的な移行を行うということをうたっています。

それから、今回の中期目標の目玉でもあるばれいしょ原原種配布価格の見直しと、余剰種苗等の販売量の増加ということがございます。まず、原原種の配布価格でございますけれども、現在かなり安い水準で配布している、というご指摘を受けているところでございまして、それを引き上げて自己収入を図るというご指摘をいただいております。

そういう中で、ばれいしょ原原種の配布につきましては、従来より北海道を中心に、現場にとって非常に重要な定着した業務として長年行われておりますので、関係道府県、それから生

産団体、JAの方等と十分協議いたしまして、現在、生産資材全体上昇している中、一般農家の方に大きな影響を与えることがないような内容、タイミングで行っていくということをうたっております。

さらにもう1つ、自己収入の確保ですけれども、余剰となったばれいしょの原原種とか、規格外の種苗等につきまして一般の種いもとしても売るということを引き続き関係機関、生産団体等と協議しまして行っていくことをうたっております。

それから4番が、期待される業務の改善にかかる具体的な成果目標を作るということで、例えば、病害検査マニュアルを作るとか、それから原原種を生産する場合の歩留まりを上げるとか、そのような目標を考えております。

さらに一般論でございますが、業務運営一般の効率化ということで、保有資産の見直しとか、内部統制、ガバナンスの充実強化ということを図っていくことを考えております。

次に、国民に対して提供するサービスの質の向上でございます。まず、品種登録にかかる栽培試験でございますけれども、これにつきましては、まず栽培試験には、特性を比較するための対照品種リファレンスコレクションが必要なんですけれども、その栽培試験の迅速化のために、そのリファレンスコレクションを整理するとともに、対照品種のコレクションを新たに1,500点拡大することとしています。

次でございますが、育成者権の侵害対策及び水際取締制度の強化ということでございます。現在、中国等でわが国の登録された品種が許可なく栽培されて、それが日本に逆輸入されるということがございますので、そのようなことを防止していくため水際の税関当局と情報を共有いたしまして、対策を講ずるということをうたっております。

さらに、6次産業化の促進に向けまして、現在、各地方農政局で、6次産業化の窓口を設け、ワンストップサービスができる体制を予定していますが、そこに知財の関係で問い合わせがありましたら、種苗管理センターがアドバイスを行う等、ということも考えております。

さらにDNA分析による品種類似性試験でございますけれども、現在8種類の品目につきまして、DNA分析を行っていますが今後、さらに対象作物の拡大を図るということで、考えております。

さらに現在、東アジア全体の品種保護の強化を図るために、わが国で東アジア植物品種保護フォーラムという活動を行っておりますが、その活動の強化のために東アジアの政府関係者等を招聘（しょうへい）いたしまして、研修を行う等の取り組みを進めるということでございます。

次に、種苗の検査等でございますが、現在、海外の採種が拡大しておりますので、海外から採種した種についての表示なり検査につきまして、的確に実施をすることとしています。また病害検査の点数についても増加することとしています。さらに、種子流通の国際化に対応した依頼検査の強化を図るため海外から輸入した種子の検査における検査項目の拡大を要望を踏まえて図ることを考えております。

さらに、ばれいしょ、さとうきびの増殖の関係でございますが、これについては、まず需要量に応じた原原種の供給量の確保が必要であります。また、組織培養、ミニチューバーにおいては、どうしても異変が起こる場合がありますので、その異変のチェックを強化し、純粋性を図ることとしています。

それから、一番最後でございますが、現在ばれいしょにおきまして、加工食品用途、ポテトチップス等の加工食品用途の要望が強くなっておりますので、それに対応するための原原種生産の拡大を図ることとしています。さらに、その供給期間の短縮というのを考えております。4については以上の業務にかかる技術に関する調査・研究等を行うと。特にDNA分析につきまして、種類を拡大するための技術開発を行うこととしています。

さらに加工品については、例えば、小豆とかインゲンをあん加工した場合にも、DNAで今分析できる技術がございますので、そのように加工品にした場合でも分析できる技術を開発するとか、また、最近国際的といいますか、種子の輸入が増えておりますので、その種子伝染性病害について、先ほどとも絡みますけれども、検査方法の確立を図るということでございます。

さらに、センターが保有するリファレンスコレクションについては、いろいろな品種のコレクションがございますので、6次産業化、例えば加工適性のある品種が欲しいという方に、情報提供を行うとか、この品種がいいので育成者権者を紹介するとか、そのような情報の提供を行うこととしています。

最後に、現在、種苗管理センターにおきまして、植物の保存・増殖のジーンバンク事業のサブバンクを行っておりますが、それを踏まえまして、先般、昨年10月に名古屋で開催されましたCOP10において議決された名古屋議定書について円滑な推進に向けた取組を行うこととしています。この名古屋議定書は、各国の遺伝資源の利用により生じた利益を、その遺伝資源の生産国、それから先進国である利用国双方で、公正にその利益を配分する仕方ということの枠組みを定めたものでございますが、種苗管理センターにおいては、遺伝資源の保存増殖技術がございますので、その技術を活用して、この名古屋議定書の実現に向けた政府の取り組み

に貢献していくための情報を収集するために会議等に職員を派遣するというようなことを考えております。

種苗管理センターは、従来から品種登録の栽培試験を行う拠点、さらに、ばれいしょ、さとうきびの原原種を配布する拠点という、大きな2つの役割がございましたが、さらに新しい行政需要を踏まえて6次産業化、それから知的財産の確保という観点の業務をさらに強化して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、続きまして、家畜改良センター担当の生産局畜産振興課からご説明をお願いします。

○畜産振興課長：畜産振興課長の犬野でございます。資料2-3に基づきまして、家畜改良センターの次期中期目標についてご説明させていただきます。中期目標本体は13ページ以降ありますけれども、29ページまで続く大部のものでありますので、恐縮ながら2枚おめくりいただきまして、ビジュアル版を作成しておりますので、これに基づきまして説明させていただきます。

1ページと左に打ってあるページでございますけれども、家畜改良センターの業務を大きく8つに区分されまして、左上の家畜改良増殖及び飼養管理の改善から、右下のセンターの資源を活用した外部支援まで、こういうミッションに基づいて業務に携わっているところでございます。駆け足で恐縮ですが、2ページおめくりいただきまして、今回中期目標、新たな中期目標を定めるにあたりまして、考慮した事項というのをここに掲げさせていただいております。左にございますけれども、1つ目が、今日もG20で監視するとかいう話がありましたけれども、飼料穀物とか、こういったものは高騰しているという、畜産をめぐる情勢の変化。それから昨年7月に公表されましたけれども、10年後の畜産をどうするかという酪肉近代化基本方針、あるいは10年後の家畜はどういうふうな能力を持つべきかというような、家畜および鶏の改良増殖目標が公表されたということ。それから4月28日、昨年、事業仕分けでいろいろとご意見を頂戴しました。また、11月12月には勧告の方向性や見直しの基本方針が出されております。

そして、下のほうに家畜伝染性疾病の発生とありますけれども。昨年宮崎で口蹄（こうてい）疫が4月に発生しましたときには、家畜改良センターが延べ4,000人の職員を派遣いたしまして、29万頭のその家畜の殺処分にあたったというようなことがございました。また、11月の島根で発生した鳥インフルエンザのときには、実員で30人派遣して直ちに抑えたというようなことがございましたし、また今回の新燃岳の噴火では、避難した家畜への飼料の提供。それから、その避難した家畜の夜の監視。それから、畜舎に火山灰がたまっている、こういったも

のを下ろすと、こういった作業も出てきておりますけれども、こういった大規模な疾病、あるいは大規模な自然災害、こういうものに緊急に対応する、支援する、こういう業務も非常に重要であるということで、これに中期目標を策定する上で考慮させていただきました。

3ページ目でございますが、冒頭申し上げました8つの業務のうちの1つ目の家畜改良および飼養管理の改善に関する業務でございます。

左側に今期中期目標、そして右側に次期中期目標と掲げさせていただいておりますが、家畜の改良につきましては、牛とか豚とか、いろいろありますので、4ページ以降で具体的に品種ごとに要点を説明させていただきたいと思っております。

4ページでございますが、まず乳用牛でございます。これまでは、とにかくミルクが出るということふうな改良方向でやってまいりましたけれども、右にちょっとマニアックに書いてありますけれども、この乳牛はお産直後にグッとミルクの量が増える。そして、その後、どんどん少なくなっていくと、こういうカーブを描いてミルクを出すんですけれども。これはお産直後にこれだけピークがあると非常に牛に負担がかかる。牛が長持ちしない。こういうこともありまして、この青の線にありますけれども、できるだけその泌乳の曲線がなだらかな、そういうものを目指していくと。これまでの泌乳能力一辺倒ではなくて、丈夫な牛作り、こういったものを遺伝子解析の技術も取り入れながら作っていききたいと。

それから遺伝的能力評価の実施で、今ホルスタインやジャージーについては、この牛が実際に乳を搾ったデータをもとに、どれだけ遺伝的能力を持つかという評価を家畜改良センターではやりまして、全国に公表していますが、これからは、特色ある家畜による多様な畜産ということで、このチーズ作りに適したブラウンスイス、こういったものも評価をしていきたいというふうに考えております。

それから、肉用牛につきましても、これまでどちらかと言うと、サシ重視というかたちで改良を進めてまいりました。この結果、相当近親交配が進んで、大体、日本の黒毛和種は平均でいところ同士ぐらいの関係まで血が濃くなっているということで、センターの有する多様な遺伝資を活用して、飼料の利用性ですとか、早熟性ですとか、そういったものに着目して、多様な種牛を作っていききたいと。

また、ここに写真を右下に書いておりますけれども、熊本の褐毛和種ですとか、東北、北海道におります日本短角種、こういった多様な品種についても、育種素材の提供をやっていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、5ページでございますけれども。豚につきましても、この右のほうでございます

けれども、これまで早く太る増体性とか、飼料の利用性、これに加えて、1匹の母豚が1年間に産み育てる子どもの数というのが、日本と欧米で相当差があるということで、こういった繁殖性にも優れた改良をやっていきたいと考えております。

それから、鶏につきましてですが、実は、ここに比内種とかシャモとか書いていますけれども、全国にある47の地鶏のうち39銘柄がセンターの鶏がベースになっておりまして、今後ともこういう特徴のある在来種の交配に適した種鶏の改良、こちらのほうに重点を置いていきたいと、こういうふうに考えています。

6ページでございます。馬でございますが、日本にいるもの、サラブレッドは別として、ブルトンとかペルシュロンとか書いてありますが、大きい農用馬、ばんえい競馬などに使っているものですが、これもほとんど9割方、家畜改良センターの種馬の血が入っているということなんですけれども。

これらについて右のほうにございますけれども、体型とか、けん引力とか、新たな科学的な能力評価方法、こういうのを開発して改良を進めていきたいと思っておりますし、また、その下に技術普及とありますが、与那国馬とか対州馬とか書いてありますけれども。飼養管理・繁殖技術の普及と併せ、こういった在来馬、自ら家畜改良センターも全国8種類ある在来種のうち6種類持っておりますけれども、こういったものを保存している地域に対する技術支援もやっていきたいと、こういうふうに考えております。

めん羊とか山羊につきましては、最近、山羊のチーズなんかもだいぶ店頭で見えるようになりましたけれども、こういった6次産業とか、多様な畜産経営を支援する、そういう部分についても技術的支援、それから育種改良素材の供給。こういうものを次期中期目標期間でやっていきたいと考えております。

それから7ページでございますけれども。種畜検査でございます。日本にいる種牛、あるいは種馬、こういったものを年に1回は必ず検査を受けています。その実務をやっているのは家畜改良センターでございますが、昨年4月の事業仕分けにおきまして、都道府県に移行するようにと、こういうふうな評価結果をいただきました。

これに基づきまして現在ワーキンググループ2回開催して、私どもが主催しておりますけれども、家畜改良センターにも技術的アドバイスを得ながら、また移管が決まれば、円滑に都道府県に技術移転がなされるような、こういったことも次期中期目標期間にやっていきたいと考えております。

また、飼料作物につきましては、飼料作物種苗の検査を引き続き厳格にやっていきたいと考

えております。

8 ページでございますが、従来ある飼料作物の種については、家畜改良センターが増殖しておりますけれども、従来どおりわが国の気候風土に適応した飼料作物の品種、こういったものの増殖に加えて飼料用稲、飼料用米の種子、この増殖業務についても力を入れていきたいと考えております。

また、優良品種の普及支援、あるいは飼料作物の遺伝資源の保存、こういったことも次期中期目標期間において引き続きやってまいりたいと考えております。

それから、9 ページでございますが、牛のトレーサビリティ等に関する業務でございます。もう日本全国の牛すべて、——ここに写真がありますけれども、耳に耳標を付けて焼き肉屋とか、そういうところまですべてトレースできるようになっておりますけれども——この業務を的確にやるとともに、豚とか鶏とか牛以外での家畜についても、生産段階でどういうふうにトレースすることができるのかというのを、モデル実証の実施も含めて次期中期目標に盛り込ませていただいているところでございます。

10 ページでございますが。調査研究に関する業務ですが、育種関連とか繁殖関連とか飼養関連と、こういうふうに分けさせていただいておりますけれども。ポイントはこの右のほうに育種改良関連技術のところの下にカッコでちょっとポイントの小さい字で書かせていただいて、繁殖関連技術はもう特に顕著ですけれども、体細胞クローン、従来、家畜改良センターはおはこだったんですけれども、こういった基礎的な部門については、これはもう他の研究開発機関にゆだねるといふかたちで、まさに育種改良に即戦力として使える、そういった技術の開発に特化したいというふうに考えております。

それから 11 ページでございますが、この技術的な成果とか、技術の普及指導は、従来どおり力を入れてまいりたいと考えておりますが、この技術の普及指導にございますように、ニーズの高い酪農のヘルパーとか、畜産の環境関係の研修とか、そういうのを新たに追加する一方、ニーズの低い研修会については見直して廃止していくと、こういうことをやっていきたいというふうに考えております。

12 ページ、最後のページでございますが、外部支援でございます。従来どちらかと言うと、技術開発とか調査とか、そういう業務に外部支援するということに力点を置いていましたものを、こちら右にございますように、家畜伝染性疾病の発生時の外部支援の位置づけを明確にする。具体的には、下のほうに図を描いておりますけれども、常時 40 名派遣できるような体制

を整えて、左にありますように伝染病が発生するとか、自然災害が発生したら、直ちに人的支援を行える。あるいは、右にございますように家畜、今も口蹄（こうてい）疫の発生した宮崎の地域に家畜改良センターの家畜を提供したりしておりますが。あるいは、宮崎のときに種牛のリスク分散というのが非常に問題になりました。今も新燃岳で宮崎を避難させるという話もありますけれども、そういったもののお手伝いも中期目標に盛り込ませていただくと。こういうかたちで作成させていただきました。

すいません長くなりまして、以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございます。それでは、ただ今からご意見・ご質問、それに対する応答の時間に入りたいと思います。

まず、農林水産消費安全技術センターの次期中期目標の説明について、ご意見・ご質問のおありの方、どうぞよろしくお願ひします。どうぞ。はい、夏目委員どうぞ。

○夏目委員：2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

まず1点は、情報提供業務のところ随分前回の目標とは変わって、縮減をされたということが書かれております。確かに消費者庁を初め、相談窓口がたくさんできている状況では、できるだけ重複を避けていくという方向は必要かと思ひます。そして、FAMICに関しましては、実質上は一般消費者よりも企業側の相談が多いという現実も承知はしておりますけれども、前期の長期目標までは、それでもかなり一般消費者に向けに対して手厚くサービスをしていたというふうに記憶しておりますので、その辺がどの程度、もちろん問い合わせがあったときには、そのサービスの一環として実施するとはなっておりますけれども、ほかにきちんと担当される窓口があればよろしいのですけれども、そのところの懸念が1つということ。

もう1点は、関係機関との連携のところ国民生活センターとの連携につきまして、少しお伺ひしたいのは、ご承知かと思ひますけれども、国民生活センターは今、見直しの途上にございまして、廃止も含めて今見直しという議論が進まれている状況の中で、この国民生活センターの連携について、あらかじめ具体的な項目について協議する仕組みを作っていくと書いてありますけれども、そういうものが可能なのかどうか、非常に危うい状況ではないかと今、実際に思うわけでございますので、その辺をどのようにお考えか、お話いただければと存じます。

以上でございます。

○消費・安全局総務課調査官：ありがとうございます。2点質問をいただいております。

まず1点、消費者情報。消費者に向けた情報提供ということですが、委員からも話がありましたように、消費者への情報提供をする窓口というのが、例えば都道府県とか、あるいは消費

生活センターと、たくさんの方がございます。今までの実績を見ても、やはりどちらかと言うとFAMICは、企業からのことが多いということで、われわれ全部やめるというわけではなくて、直接的なものというのは、そういう機関のほうがいいのではないかと。直接的なものは、やはりそういう身近なところを活用していただく。FAMICは例えば、そういう都道府県に対する、窓口に対する講習とか、そういうものを使っていただくことによって、より1カ所でいろんな情報を消費者の方は、ただで相談いただけるということになるのではないかと考えています。

ただ、中期目標に書いていますが、それでも技術的なことを聞きたいといったことについては、引き続き提供していきますし、また相談というのではなくて、FAMICがどのような業務をやっているかと。これは相談業務ではなくFAMICの内容を国民に提供していくことは当然のことですので、ホームページを通じて提供していきたいと考えております。

それから2点目ですが、国民生活センターのあり方が確かに今タスク・フォースが消費者庁のほうで作られております。もともとこのことは、事業仕分け中で、FAMICがというよりも、国民生活センター向けの仕分けの中で、国民生活センターの商品テスト事業をやっていくときに、NITEとか、あるいはFAMIC、うちの機関ですが、そういうとこと、そういう検査能力を持っている機関との関係をどうやっていくのか、といったようなことで入れさせていただいています。

実は、スケジュールを見ますと、タスク・フォースの中でも、今いろいろ検討している中で、商品テストについても3月上旬ぐらいに、また検討がされるというかたちになりますので、そういう検討状況も見ながら、具体的にどういう協力ができるかということを作っていくのかなというふうに思っています。

ただ、消費者庁とは、実は担当ベースで、FAMICというのは、どういう業務をやっていると。どういう目的で、どういう分析ができるんだといったようなことについては、担当ベースで情報交換をさせていただきますので、その消費生活センターのあり方にのっとったようなかたちで、よりよい連携関係ができればいいのかなというふうに考えているところです。

○松本分科会長：いかがでしょうか。夏目委員。

○夏目委員：その情報提供業務のところですけども。従来は、つまり消費者、生産者および事業者を対象にというふうに、明らかにされていたところですけども。そこから消費者というところが、文言上はカットされたというかたちですので、新しい中期目標に行くときに、国民に対してどういう告知をしていくのかというところは、ご検討いただきたいというふうに思

います。

以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、そのほかのご意見、ご質問を求めます。どうぞ。ございませんか。

それでは、ただ今まで幾つかのご質問がございましたけれども、ご理解を賜ったものものと思いますので、農林水産消費安全技術センターの次期中期目標につきましては、主務大臣に対しまして異存なしとの意見でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、種苗管理センターの次期中期目標の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。はい、鱈場委員どうぞ。

○鱈場専門委員：種苗管理センターの専門委員の鱈場です。ばれいしょの原原種の配布価格の値上げに関しまして、先の親委員会に対しても反対ということでご意見を申し上げているところですが、基本的に政府の決定でございますので、今回の見直しの案のように、関係都道府県、生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響与えることなく進めるという、そのむねで了承はしているところですが、1つ協議にあたって要望があります。実際に原原種を使っているユーザーというのは、原種農家、それから採種農家というかたちです。最終的には一般の栽培農家になりますけれども、その方たちの今の状況を申し上げますと、この間にも3年間にわたって原原種の値上げについては、協力してきているという状況があります。そういう状況がある中で、今回大幅な値上げという話も出てきており、非常に戸惑っていると言いますか、「いつまで上げるんだ」というような感情が実際にあるということでもあります。

もう1つ、資材価格の高騰問題とかデノミの状態で価格が低迷している中、生産者もコストを削減することで非常に努力をしている状況にあって、こういうご時世の中で、「何故今なんだ」という感情もあります。

そこで、現場の意見は、例えば23年度にすぐ値上げを実行するというのはとても困る。要するに多くの生産者がいるものですから、非常に現場が混乱してしまう。それから、反発も強まってしまうということもありますので、この問題については非常にじっくり時間をかけながら対応していただきたいということです。

もう1つ、ばれいしょとさとうきびもの種苗の配布というのは、国が種苗管理センターを起点にしていますけれども、それぞれの現地の原種農家、採種農家という、3段階の増殖体系を通じて一般農家に供給するというシステムを作り上げて、国の運営ということないですけれど

も、国が仕組みを作られたということがあるものですから、実際にユーザーであります原種農家、採種農家の実態をしっかり把握いただきながら、原種農家、採種農家にとって対応策をどうしたらいいのかということ、農林水産省として一緒に考えていただきたい。要するに、農林水産省にシステムをどうしていくのかという問題として考えていただきたいということがあります。

さとうきびについても、種苗管理センターの成績でいつもBになってしまうのですけれども、これは県の財政が厳しいということで、受け入れる数量が予定より少なくなるということで、B評価になる実態があります。この問題についても同じようにシステムとして考えていただく必要があります。要するに受ける側の県の実態などを考えなければ、種苗管理センターだけの努力ということでは済まない問題だと思いますので、その辺についてよろしくお願ひしたいということです。

それから、余剰のばれいしょ原原種あるいは規格外の一般種芋への販売拡大ということですが、基本的には原原種は各県からの需要に基づいての計画生産ということになりますので、需給バランスを乱さないことが必要になると思います。

もう1つあるのが、例えばホームセンターに出すにあたって、既に民間の企業を含めてさまざまな取引関係が成立していますので、民業圧迫にならないように非常に留意されながら進めていただかなければならないと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

○松本分科会長：それでは、ただ今の委員のご要望、あるいはご意見、これに対する応答をお願ひします。

○生産局知的財産課長：ただ今ご意見をいただきました。当方もまったく同じ認識でございます。特に北海道畑作地帯におきまして、輪作体系を維持する1つの作物としてばれいしょ生産、これはもう何十年もそのような体制が続いておりまして、その中で種苗管理センターの原原種供給というのが、しっかり北海道輪作体系の中に位置づけられているというふうに認識しております。そういう中で今回、自己収入を上げるということで、配布価格の引き上げと、それから余剰のものを一般種いもとして使うということを進めるということですが、やはり何十年もかけてしっかりとしたシステムとして確立されている北海道の種いも供給体系を崩して現場に混乱が生じないように、そこはしっかり時間をかけてやっていこうというふうに考えております。

中期目標期間は5年間ございますので、いつから実施するのか、さらにどのくらいのタイミングで、どのくらい上げていくのか、ということを含めまして、よく生産者団体の方、それか

ら道、県等にもよく相談しながら進めていこうと思っております。

つい先日も、関係者、担当者の方が、農水省にご参集いただきまして、いろいろとざっくばらんにご意見をいただいているところでございます。今後も、そのような意見交換を続けまして、さらに現地にも行っていろいろご意見を伺い、とにかく北海道の輪作体系に影響を及ぼさないようなかたちで、しっかり進めていきたいと思っておりますので、引き続きまたご協力をお願いいたします。

○鱈場専門委員：北海道だけじゃないので、その辺をひとつよろしく願います。

○生産局知的財産課長：すいません。そこは大丈夫です。

○松本分科会長：鱈場委員よろしいでしょうか。

○鱈場専門委員：はい。

○松本分科会長：それではどうぞ、そのほかお願いいたします。ありませんか。はい、ごめんなさい。井上委員どうぞ。

○井上委員：2ページの概要のところですが、この種苗管理センターは他の法人に比べて比較的多く、数値目標を挙げているというのは、私は非常に評価すべきところだと思います。ちょっと細かいところで恐縮なんですけれども。一番上の項目に栽培試験の報告期限短縮を図るので、3カ月を2.7カ月に報告すると書いていますが、こういうのは、やはりもっとわかりやすいように、例えば80日ぐらいと、日数で書かないと、もしギリギリのところはどう評価するかとなると思いますので、そこは日数に変えていただきたいということです。

それから、後は、ちょっと質問なんですけれども、同じこの項目の中の品種保護Gメンの海外派遣をタイとかインドネシアに特化したいということをおっしゃっていましたが、次の3ページに、左側の項目にある東アジア植物品種保護フォーラムというのは、これはどういう国を具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。

○松本分科会長：それでは、ただ今の委員からのご質問ならびに指摘事項に対する返答をお願いします。

○生産局知的財産課長：まず最初の目標の数字の置き方ですが、日数ということで検討させていただきと思います。それから、次のご質問の東アジア植物品種保護フォーラムの関係ですけれども。これはいわゆるASEAN+3（アセアンプラススリー）ということで、ASEAN諸国プラス日本、中国、韓国の3カ国を加えたというところでございます。

やはり東アジア全体で品種保護の仕組みを作ることによりまして、わが国の種苗につきましても、東アジアに展開できますし、逆に、東アジア諸国の方も日本に出願をしやすいな

るということで、ASEAN+3ということの枠組みの中で、今、東アジア植物品種保護フォーラムを行っております。

それから、品種保護Gメンの関係で、先ほどタイとインドネシアという申しましたが、この品種保護Gメンの派遣というのは、基本的に相手国の要望によって派遣することになっておりますので、今タイとインドネシアが非常に熱心にやっているということで、ちょっと例示として挙げさせていただいております。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。どうぞ。

○井上委員：はい、わかりました。もうひとつは、要望なんですけれど、この一番下のほうにCOP10に関する記載があります。種苗管理センターは優秀な人材を揃えていらっしゃると思いますけれども、今後、より国際的な協定の場というところで、品種保護Gメンだったり、こういうCOP10の円滑な推進ができる優秀な人材、そういう分野に特化したような人材も揃えていただく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○松本分科会長：ありがとうございました。そのほかどうぞ。はい、布施委員ですかね、よろしく願いします。

○布施専門委員：情報セキュリティのことで少し伺いたいんですが。種苗管理センターさんでは割と情報管理みたいなところが、書き込みがそれほどないような印象を受けるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○松本分科会長：それでは、ご回答をお願いします。

○生産局知的財産課長：本文の7ページをちょっとご覧いただきたいんですけれども。7ページの上の(5)のところは内部統制の充実・強化ということで、第2次情報セキュリティ基本計画等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するというところで、政府全体でやはり行政情報なり、公的機関が持つ情報について、そのセキュリティ、漏えい防止のためにどのような仕組みをこうするか、仮に漏えいした場合の危機管理等につきまして、その方針が決まっておりますので、それを踏まえて対策を推進するということになっております。

○松本分科会長：いかがですか。よろしいですか。

○布施専門委員：それにのっとなって後は、年度計画のところでは詳しいところは落とし込みをするというご予定という理解をして……。

○生産局知的財産課長：今回、大臣が中期目標を独法に示しまして、それをベースに中期計画を作りますので、そこで詳しい取り組みを決める予定でございます。

○布施専門委員：もう少し個人情報の保護とか、そういう観点が入るのかなという気はするんですけども。あまりその辺はセンターでは関係ないということですかね。

種苗管理センター理事長：種苗管理センター理事長の野村でございます。種苗管理センターの扱っている情報は、基本的には栽培試験であれば、出願者の情報というかたちになります。種苗検査では、検査に入る種苗業者等の情報。それから種苗生産では、原原種の配布先情報等々でございます。それは今の政府の方針に基づいてきちっと管理しているところでございます。なお、特段、種苗管理センターに関して情報が非常に多いという状況ではございません。

○布施専門委員：わかりました。ありがとうございます。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。そのほかどうぞ。ございませんか。ちょっと素人っぽい質問でございますが、税関で水際作戦を展開するというので、その税関の職員に対して詳しい情報を提供することによって、水際作戦をやろうと、そういう意図はわかるんでありますが。どこが素人っぽいかと言うと、税関で例えば、野菜等が日本で開発された品種の野菜がある国から入ってきたと。そういった場合に、何か特定の、あるいは非常に高度な、専門的な機器をもって、これは日本原種じゃないかということのを告発するようなことができるのかどうか、その点をちょっとお尋ねします。

○生産局知的財産課長：それは可能でございます。種苗管理センターではDNA分析の手法を今8品種有しているんですけども、それを拡大するということが今度の目標に盛り込まれています。その8品種というのは、例えば今までそういう中国から勝手に栽培されて日本に持ち込まれた、例えばイグサとか、それからイチゴとか、それから結構あんが加工品で入ってきているんですけども、その原料が日本の品種を勝手に使ったものなことなので、小豆とか白インゲンとか、それから加工のあんのDNA分析の技術というのを、種苗管理センターにおいて開発しておりまして、税関で大体どこの国からどういうものが送られてくるの、その業者によって大体怪しいのがわかるものですから、そういうのを見つけて、それを種苗管理センターDNAで分析を行い、日本の登録品種のDNAと同じだということになれば、関税法に基づきまして、差止めとか、そういうようなことができるようになっております。

○松本分科会長：わかりました。そのほかございませんか。はい、ありがとうございます。

それでは、幾つかのご質問がございましたが、それぞれの委員におかれましては、ご理解を賜ったものと思いますので、種苗管理センターの次期中期目標につきましては、主務大臣に対し異存なしとの意見でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次に、家畜改良センターの次期中期目標の説明について、ご質問、あるいはご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。向井委員どうぞ。

○向井委員：2点少しご質問させていただきたいというか、要望がございますが。次期目標に関しましては、それぞれわが国の家畜の品種の資源といいますか、遺伝子資源の確保ということで、かなり詳細な書き込みをしていただいているということで、期待したいと思っております。

ただ、技術支援という表現がたくさん出てまいるんですけども、そのところをできるだけ現実的に目標内にどうかたちで支援されたか、あるいはその成果としてどういうものが担保できたのかというようなことを、少しできるような評価方法も少し考えていただきたいなということと。

それと、今回新たに現在社会的な問題になっておりますけれども。いわゆる伝染病等の問題に関して、新たに40名の派遣体制を常時できるというような、非常にありがたいことが書かれているわけですけども。あるいは、種牛の受託管理とか、こういうもの、いわゆる常時というのは、何か新しい部署といいますか、そういうものを積極的に作っていただけるというようなお話なのか、どうかということを少しお伺いしたいと。ぜひお願いがしたいなということなんでしょうが。

○松本分科会長：それでは、ただ今の委員からのご要望、あるいはご意見に対しまして、応答をお願いします。

○畜産振興課長：1つ目の遺伝資源のところちょっと理事長のほうから、外部支援体制につきまして、今のご要望ということですかね、その40人の体制につきましてこれはもう今も新燃岳噴火とかあるので、常にやらせていただいているんですけども。土日を含めて常にリストを40人、翌日出られる人をリストアップして、そして派遣要請があれば、もう直ちに行けるような体制。試行的にも今からやらせていただいております。このところ大規模な家畜疾病とか、そういうのが多いものですから。また、飼料につきましても、今回新燃岳の話もありましたので、今まではセンター自らが利用する分を生産しており、支援要請があった場合は何とか工面して支援させていただくと、こういうようなかたちでやらせていただいたんですけども。次期中期目標期間では、ストックを少し持ったほうがいいのかというふうにも考えております。特にこの中期目標期間最後のこの1年の口蹄（こうてい）疫、鳥インフル、噴火とありましたので、いかなる対応もできるように、できるだけのことをしていきたいと思っています。

○松本分科会長：向井委員いかがですか。

○向井委員：現在これはもう社会問題でもありますので、ぜひ今ご説明いただいたような体制

を組んでいただければ、非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松本分科会長：牛の口蹄（こうてい）疫については、昨年非常に宮崎県を中心に強烈な印象を受けて、今なおこの中にとどまっているわけですが。こうした伝染病の防疫に対して、例えば、オーストラリア、あるいはニュージーランド、家畜の頭数が非常に大きいところでの防疫体制というものは、参考にならないのでしょうか。なぜ彼らのところでは発生していないのか、そういうところをちょっと質問、少しそれるかもしれませんが、お答えいただければ、ありがたいと思ひます。

○畜産振興課長：その防疫の観点につきましては、もうこれはまさしく独立行政法人の家畜改良センターというよりは、動物検疫所を含めて国そのものの仕事でございまして、ほかの病気、BSEも含めて、オーストラリアやニュージーは発生しにくいというか、過去それほど発生していない。口蹄（こうてい）疫につきましては、感染地域から離れていると。日本も離れてはいるんですけれども、とはいえ、非常にアジア大陸に近いということもあります。

○松本分科会長：感染地域に近い。

○畜産振興課長：そのとおりです。中国ですとか、今韓国でも 300 万頭殺処分とか何とか言っていますけれども、口蹄（こうてい）疫が猛威を奮っている。また、同様に韓国でも鳥インフルエンザが大量に発生していると。だから、かつてもうだいぶ前になりますけれども、台湾で何十年ぶりかに口蹄（こうてい）疫が出たりしたましたけれども。とにかく日本は海がありますけれども、そういった東南アジアとか、割と汚染されている国に囲まれていると。非常に近いという状況があるので、水際での防疫が非常に必要だということだと思ひます。

それで、今回の口蹄（こうてい）疫とか、今回、鳥インフルエンザもありますけれども、今度、国会に家畜伝染病予防法の改正と。埋却するところが足りなかったとか、迅速な対応をするためにどうすればよかったとか、補償の問題はとか、そういうようなことを含めて、昨年は従来の家畜伝染病予防法に加えて、議員立法で特別措置法ができましたけれども。そういった大きな動きを踏まえて、伝染病予防法を改正して。それによって万全を期していくと。こういうふうな対応を取ろうとしているところです。

○松本分科会長：国際的な防除体制の確立というのは、ないんですかね。国際的というか、特にこの近隣諸国との共同で……。

○畜産振興課長：国際的にはパリに本部がありますけれども、OIE（国際獣疫事務局）がありまして、そこに一元的に、どこの国でどういう病気が発生したとか、そういう情報が通報されて、各国に提供されることになっている。そして、先週、国際的にも口蹄（こうてい）疫が

フリーの国になったと。口蹄（こうてい）疫が清浄化したという発表が先週末になされましたけれども、ああいった認定も国際的な枠組みの中でやっている。

それと、あと日本ではODAなんかも使って、東アジアで鳥インフルエンザについてお互いにモニタリングする体制とか、そういったような協力体制をしいています。

○松本分科会長：ありがとうございました。そのほかございませんか。はい、井上委員どうぞ。

○井上委員：6ページのことについてちょっとお尋ねしたいんですけども。馬の項目で、種馬の生産・供給といったら、もう普通に思い浮かべるのは競馬馬と思うのですけれども。なぜあえてここに、農用馬純粋種の生産・供給ということを書かれているのか、私にはちょっと理解できないというか、違和感があります。今どき農用馬というのは、保存するというんだったらわかるんですよ。その次のところに日本在来馬の保存と書いてありますが、なぜ農用馬を生産・供給するかという理由はあるんでしょうか。生物多様性という意味ではわかりますが、敢えて1行これを書いているという意味についてお尋ねしています。

○畜産振興課長：日本に馬というものの頭数は8万3,000頭います。そのうち4万5,000頭が、競争用の馬になっています。半分はこの農用馬であったり、それから乗馬であったり、ホースセラピーとか、そういうのがある。半分がいわゆる競馬で使っているもので、サラブレッドとかアラブ種で競馬で使っているもの。そして残り半分が、その他のこの農用馬を含むその他のもの。そして、農用馬の主な用途は、ばんえい競馬とか、それから一番大きいのはやっぱり肥育、馬肉用です。この用途が圧倒的に多いです。後は、観光資源であったり、チャグチャグ馬コを引くとか、いろいろあるんですけども。そういった観光というんですか、癒しとか、そういう多面的な用途に使われる。

それで、農用馬としてありますのは、ばんえい競馬を含めて、こういったけん引能力とか、そういうのを高める。そうすることによって、実は、割と体格のいい立派な馬を作ることになるわけですが、これが馬肉用の馬の目指す改良方向と同じだということで、この目標を実は私どもの国の改良増殖目標で、馬をこういうふうに改良していくんだというのを掲げておりまして、それに基づいて家畜改良センターが、実際に科学的な能力をやって、農用馬の改良をやっていくと。農用馬といっても、観光地で馬車を引くのは別として、まさしく農耕用というのではなくて、こういった馬肉とか、ばんえい競馬とか、そういった用途に用いられています。

○松本分科会長：ご理解いただけましたね。

○井上委員：そうですね。誤解されないような表現を書きいただければ。例えば肉用とかですね。そうすると、皆さん一般にも理解できるのではないかと思います。

○畜産振興課長：実は私ども国の目標を作るときに、今回は農用馬（肉用馬）と、純粋馬、肉用も明記しようかと思ったんですけれども。なかなか肉とか書いてしまうと、反対も強かったりするんです。やはり農用馬というかたちで従来からやらせていただいています。

○井上委員：じゃあ、農用馬等とですね、何かちょっと誤解を招かないような範囲に。

○松本分科会長：じゃあ、そうした表現に、等という、いかがでしょうかね。ありがとうございました。じゃあ長村委員どうぞ。

○長村専門委員：飼料作物のところですけども、テレビの請け売りですが、エンドファイトですね。内生菌ですね。ああいう特にシバが有効だと聞いております。優良種子の範囲にそれは入るのか、全然それは違うものとして違う部署で優良種子の中に入れていくものなかの、その辺の展開というのが、この中に入っているのかというのを教えてください。

○松本分科会長：それでは回答をお願いします。

○畜産振興課長：品種を作るところですね。

○長村専門委員：品種というと植物的になってくるんだけど。要するに菌ですから、その菌を入れることによって体力増加するとか、食べて羊とかが大きくなりやすいものに期待するような、付加的な内生菌ですね、菌ですね。そういうふうなところまでターゲットをここに含んでおられるのか、どこかの事業所からそれを提供していただいて、プラスアルファで出そうとされているのか。または、そういう計画はないということなのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○畜産振興課長：今、家畜改良センターでやっております。飼料作物の分野でのミッションというのが、飼料作物の種子を国内で開発する。これは例えば、農研機構であったり、そういうふうにして新たに開発された品種について、家畜改良センターは、これを増殖して元種を作り、そしてそれを種苗会社、民間に渡して、それで民間はさらに増やして一般農家に提供すると。こういう業務と、それから流通している種苗、あるいは輸出する種苗、そのものの検査を行うと。これが家畜改良センターの飼料作物分野での仕事になっていまして、正直申し上げて、今、長村委員のおっしゃられたことは、今も、それから次期中期目標にも含まれておりません。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。それでは、どうぞ、そのほかお願いします。はい、布施委員どうぞ。

○布施専門委員：今ご説明いただいたところとは少し離れますが、28 ページのところの3番のところに、資産管理のところ、資産をスリム化するみたいなお話が記載されているんですが、一方で29 ページの第5の1のところ、必要な施設整備をするということが書かれているかと

思うんですね。こちらのほうは、基本的に新たな業務に関する施設整備を考えるということをあえて記載されているのかどうかということ、教えていただければと思います。

○松本分科会長：それでは回答をお願いいたします。

○畜産振興課長：28 ページにございます保有資産の適切な管理を行う観点から、というのは、私ども主に念頭に置いておりますのは、家畜改良センター全部で1万ヘクタールに近い土地を持っております。この土地の利用について、余分なところはないかというのを徹底的に洗い出す。そういうところを念頭に置いて、28 ページの資産の管理に書かせていただいております、29 ページの施設・設備の整備というところは、先ほど冒頭の説明の中で、例えば豚とか鶏についてトレーサビリティというものをモデル実証も含めて取り組みたいというふうに申し上げましたが、そういった必要な施設は計画的に整備していくと。こういうふうな観点から目標を盛り込ませていただきました。念頭にあるのは、そういうことでございます。

○布施専門委員：すいません。ありがとうございます。

○松本分科会長：ご理解いただけましたか。そのほかどうぞ。ございませんか。

それでは、大変たくさんのご質問をちょうだいいたしましたけれども、いずれも発言の各委員におかれましてご理解を賜ったものと思いますので、家畜改良センターの次期中期目標につきましては、主務大臣に対し異存なしとの意見でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標の変更につきましては、財務大臣などへの協議がございます。今後、文言等の修正がなされる場合が当然考えられますが、その旨は委員の方々におかれましては、ご了解をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の議題に移ります。次の議題は、種苗管理センター、家畜改良センターの不要財産の国庫納付についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐：事務局を担当しております経営局総務課の松枝と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料3、独立行政法人通則法改正による不要財産の国庫納付についてでございます。

まず1ページをご覧いただきたいと思います。独立行政法人が行う国庫納付につきましては、1つは、独立行政法人の財政基盤の適正化。それから2番目に国の財政への寄与を図る観点から、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成22年5月の21日に成立をし、11月27日に施行されております。これにつきましては、3ページにその法律の概要をお示ししております。

前後しますが、手続きにつきましては、2ページになりますが、今後、独立行政法人が保有する不要財産につきましては、所定の手続きに従い国庫への納付等を行うこととなります。また、不要財産の処分にあたりましては、大臣は独立行政法人評価委員会の意見を聞くこととされておりますことから、本日分科会においてご審議をお願いするものです。

なお、この4ページにおきまして、本日ご審議いただきます法人の平成22年度内に国庫返納する不要財産を掲載をしております。これら詳細につきましては、第1部では、それぞれ資料の3-1が種苗管理センター、そして資料の3-2が家畜改良センターとなっております。不要財産の国庫納付につきましては、主務大臣に認可申請を行って、独立行政法人通則法の規定に基づいて、主務大臣は評価委員会の意見を求めることとなっておりますことから、各法人の資料は、この評価委員会あての農林水産大臣からの通知、および法人から農林水産大臣あての申請書の写しを添付し、そのほかその関係資料を添付しているところでございます。

まず、第1部につきましては、種苗管理センターについてまず2件。この資料3-1、2ページ以降がその関係資料になりますが、まず、平成16年12月に北海道、および北海道北広島市からの申し出を受けて譲渡した北海道中央農場の土地の簿価相当額約92万円、これは3ページのほうを見ていただくとわかると思います。平成16年8月に北海道中札内村村の申し出を受けて譲渡した十勝農場の展示資料館、建物、工作物等の簿価相当額約429万円をそれぞれ国庫納付する予定となっております。以下、関係資料ですので省略します。

次に、3-2の家畜改良センターについては4件でございます。同じく2ページ以降が関係資料となっております、いずれも公共事業に伴う土地の売却代金となっております。内訳につきましては、資料にございますとおり、平成16年に東北新幹線沿線に伴う線路用地として、鉄道建設・運輸施設整備支援機構から譲渡申請のあった奥羽牧場の用地の売却代金、約152万円。さらにその追加として平成19年に譲渡申請があった奥羽牧場の用地の売却代金、約27万円。それから平成21年に農道拡幅用地として北海道から譲渡申請のあった十勝牧場の用地の売却代金、約180万円。同じく平成21年に水道事業用の配水池の用地として音更町から譲渡申請のあった十勝牧場の売却代金、約107万円、計の465万円の国庫納付を予定をしているところです。

以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、ただ今、種苗管理センター、それから家畜改良センターの不要財産の国庫納付について説明があったところでございますが、まず種苗管理センターの不要財産の国庫納付についての説明に対しまして、ご意見・ご質問をちょう

だいたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、種苗管理センターの不要財産の国庫納付につきましては、主務大臣に対し異存なしとの意見でよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、家畜改良センターの不要財産の国庫納付について説明について、同じくご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。ご意見ございませんか。

それでは、これも特段にご意見がないようでございますので、家畜改良センターの不要財産の国庫納付につきましては、主務大臣に対し異存なしとの意見でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの役員給与規程の一部改正についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○経営局総務課課長補佐：これも事務局から一括で提案させていただきます。

まず第1部では、資料は4-1から4-3までなっています。各法人共通の措置であるために一括して説明させていただくものです。役員給与につきましては、通則法に基づき各法人が定めて主務大臣に届け出るようになっております。変更があった場合も同様でございます。この届出があった場合に、主務大臣は評価委員会に通知いたしまして、評価委員会は主務大臣に意見を申し出ることができることになっております。各法人の資料のはじめに評価委員会あての農林水産大臣から通知の写しを添付しております。

改正の内容でございますが、国家公務員の給与につきましては、昨年8月の人事院勧告を受けまして、11月30日に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたところでございます。独立行政法人の役員の給与につきましては、通則法におきまして国家公務員の給与等を考慮して法人が定めるということになっております。この関係で、各法人が人事院勧告に沿ったかたちで国と同様の措置を取ったということでございます。

まず、第1部におきましては、農林水産消費安全技術センター、これにつきまして資料4-1をご覧ください。4ページ目に概要を掲載しております。今回は俸給月額0.2%の引き下げ、および期末特別手当につきましては、0.15月分の引き下げを行い、年間2.95月分となっております。

以上でございます。

次に、資料の4-2、種苗管理センターでございます。これにつきましても3ページに概要

を掲載しております。俸給月額の0.2%の引き下げを行うとともに、期末特別手当につきまして0.15カ月分の引き下げを行っております。また、改正は、平成22年12月1日で施行し、新俸給月額が22年4月1日から遡って請求をされることとなったため、施行日の前日までの期間にかかる格差相当分を解消するため、12月の期末特別手当の額で所要の調整を行っております。

以上が種苗管理センターです。

次に、資料の4-3でございます。家畜改良センターです。3ページに概要がございます。今回、同様に俸給月額0.2%の引き下げ、および期末特別手当につきましては、0.15%カ月分の引き下げを行い、年間2.95カ月分となっております。

以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございました。ただ今のは、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、および家畜改良センターの役員給与規程の一部改正についての説明でございました。ただ今から、ご質問・ご意見の時間に入りたいと思います。どうぞお願いいたします。いかがですか。

それでは、特段のご意見がございませんので、各法人の役員給与規程の一部改正につきましては、主務大臣に対しまして意見の申し出はないということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

○松本分科会長：再開は第2部との入れ替えがございますので、15時25分。よろしく願いいたします。

(休憩)

○松本分科会長：ただ今から議事を再開いたします。

第2部は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題をご審議することになっております。

まず1つ目の議題は、中期目標の変更についてでございます。該当する農畜産業振興機構、農林漁業信用基金の所管課からご説明を行っていただき、その後、ご質問をそれぞれの法人に対してお受けすることにしたいと思います。まず、農畜産業振興機構の生産局総務課からご説明をお願いいたします。

○生産局総務課長：生産局の総務課長の水田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではご説明をさせていただきます。

資料5-1をご覧くださいと思います。独立行政法人の農畜産業振興機構の中期目標の変更についてということでございます。開いていただきまして2ページをご覧くださいと思います。カラーの資料が入っております。農畜産業振興機構の第2期の中期目標の変更のポイントというものでございます。農畜産業振興機構の第2期の中期目標の期間ですけれども、平成20年度から24年度まででございまして、今回見直しの時期でございませませんが、昨年春の事業仕分け第2弾、いわゆる法人仕分けを受けまして12月に独立行政法人の事務・事業の見直しが閣議決定されたということ踏まえまして、その内容を踏まえて中期目標の途中でございしますが一部改正を行うというものでございます。

資料の左側に背景といたしまして、見直し基本方針における主な指摘を記載しております。右側にはこの基本方針を反映いたしました中期目標の見直し事項の主なものを記載しております。主なものについてご説明させていただきます。まず畜産関係につきましては、さまざまな事業を行っておりますけれども、この中で機構の保有資金の機能が必要な経営安定対策とか、緊急対策に重点化していくということで、補完的な対策、その他対策というものにつきましては、事業を縮減していくということになっております。

それから、その機構の持っております保有資金ですとか、あるいは機構から公益法人に造成いたしまして、さまざまな畜産対策をやっております基金につきましては、真に必要な限度まで縮減をしていくということになっておりまして、それらを中期目標に反映させていただいているところでございます。

それから、野菜関係の業務につきましては、野菜の契約取引についての支援の事業をやってありますが、この実態を踏まえまして産地間でリレー出荷をする場合の支援ですとか、あるいは豊凶変動等によりまして価格とか数量が変動する場合の生産者の経営安定といった観点からのモデル事業を実施すると。

なお、モデル事業の実施状況を踏まえて制度化をする場合に、現行の事業を取りやめるということが基本方針にうたわれておりますので、それを中期目標の中に記載をしたというものでございます。

それから、砂糖の業務の関係でございしますが、この砂糖関係業務につきましては、砂糖の消費量の減少、あるいはサトウキビの豊作などの影響によりまして、調整金収入が減少する一方で、交付金の支出が増大いたしまして、砂糖勘定の収支が不均衡な状況になっているところでございます。このため昨年の秋以降、国が中心となりまして、収入でござい調整金の負担水準を定めます指定糖調整率を引き上げる取り組み、あるいは交付金単価の適正な算定といっ

たかたちでの支出抑制等々を実施しておりまして、砂糖勘定の収支改善を図っているところまでございまして、機構に対しましてこうした取り組みを踏まえまして、調整金の徴収、交付金の交付、こういった業務を適切に実施するように中期目標に記述した次第でございます。

それから、情報収集提供業務でございます。これにつきましても事業仕分けを受けまして、海外事務所、海外情報の収集を行っております5つの海外事務所を、すべて今年度中に廃止をするということになった次第でございます。今後は、機構の職員が出張するなどによりまして、情報収集をしまっていることとなるわけでございますが、これに伴ないまして事業にかかる総コストが増加することのないよう事業規模を縮減するというところについて、見直しの基本方針を踏まえて記述をするということになったところでございます。

それから、②でございますけれども、業務に関する記述の構成。従来、品目別で畜産、野菜、砂糖の順に記載をしておったわけでございますが、昨年4月の事業仕分けにおきまして、国との役割分担ということで、対策別と申しますか、機能別と申しますか、機構の業務について経営安定対策ですとか、あるいは需給調整、価格安定対策、あるいは口蹄（こうてい）疫等の家畜疾病対策等々の緊急対策と、こういったものに絞っていくという方向性を示したところまでございまして、これを踏まえまして業務の記述も対策別に変更するというものとしてございます。以上が概要でございます。

次の3ページのところには、その見直し基本方針の中で、機構について講ずべき措置とされた具体的な事項を添付しております。これらの事項の中で来年度以降、法人において対処すべきものにつきまして中期目標の中に盛り込んだところでございます。中期目標の具体的な変更点につきまして続いてご説明させていただきます。

4ページからでございます。新旧対照表をつけさせていただいております。資料の左側に中期目標の変更後の案をつけており、右側が現行でございます。主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、5ページの上段のところでございます。機構が取り組む業務を対策別に記載させていただいたということでございます。それから、その下のところで、これらの業務の実施にあたって可能なかぎり事業をシンプルでわかりやすいものに改善していくとか、可能なかぎり政策対象に直接作用するものという表現を入れております。これは食料・農業・農村基本計画を昨年3月策定いたしましたけれども、その内容を踏まえた修正でございます。

それから5ページの中段のところ、独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針に即して事業を行うということを入れたところでございます。

それから6ページになりますけれども、6ページの上段にでございます。見直し基本方針に指摘されました畜産関係業務につきまして、保有資金とか公益法人に造成している基金について、真に必要な限度まで縮減するという記載を入れているところでございます。

それから6ページの下段のところから業務について記述しておりますが、先ほど申し上げましたように品目別の記述から対策別の記述に変更することに伴ないまして、1、経営安定対策というかたちで標題を挿入しているところでございます。同じく6ページの下段のところでございますが、指摘されましたとおり、畜産振興事業の補完対策につきましては、事業を縮減するという記述を入れさせていただいております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども8ページになります。主なところをご説明させていただきます。8ページの中段のイ、養豚対策というものが入っております。養豚経営の安定化のための補てん金の交付等を行うということでございます。この事業につきまして、従来からこういった事業を行っておりましたが、この事業につきまして特に23年度から団体を介することなく機構自らが直接農家からの申請を受けてやるという直接執行というかたちで実施することになったことから、明示的に記述したというものでございます。

それから、10ページをお開きいただければと思います。野菜関係業務でございます。野菜関係業務につきましては、具体的にその①から次のページの④まで事業を分けております。それぞれ見直し基本方針を踏まえた記述に変更しております。具体的には11ページの②の契約野菜の事業でございますが、リレー出荷により周年供給する生産者への支援を行うというものを追加をしているところでございますし。また、11ページの④の野菜農業振興事業の中には契約取引の関係でモデル事業を実施するというなどの記述を追加したところでございます。

続きまして12ページでございます。砂糖関係業務でございます。砂糖関係業務につきましては、これにつきましても見直し基本方針を踏まえた記述に変更したところでございます。砂糖関係につきましては、国が調整金の負担水準とか、交付金の具体的な単価、指標等を定めるという仕組みになっております。国が基本的な枠組みを定めた上で、機構がその実施・運営を行う関係にございますので、こういった記述をさせていただいたところでございます。

続きまして、14ページをお開きいただければと思います。対策別の事業の2番目の事業、需給調整・価格安定対策というものでございます。それが15ページからずっと続いておまして、16ページに3の緊急対策というものが入っておりますが、この辺りにつきましては、従来の記述箇所から移動させたものでございまして、内容的には変更はございません。

続きまして16ページの下の方に4と書きまして資金の流れ等についての情報公開の推進と

いうものがございます。これにつきまして、従来、それぞれ品目別のところに記載されていたものでございますけれども、それらをまとめまして、こちらのところに移動させて、まとめて記述したというものでございまして、従来からの変更はございません。

続きまして、17 ページの下のほうでございしますが、情報収集提供業務というものでございます。この業務に関連いたしまして従来は需給動向の判断に資する情報というふうに書いてございましたが、今般機構の事業におきまして、生産者の経営安定対策というものも中心の柱でございまして、それらに必要な情報というものもここに加えまして、需給等関連情報という記述に直させていただきます。

続きまして 18 ページでございまして。最後のページでございしますが、見直しの基本方針を踏まえまして先ほど申し上げました海外事務所の廃止ということでございまして。その廃止に伴いまして総コストが増加しないよう事業規模を縮減するという記述をつけさせていただきます。

以上でございまして。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松本分科会長：ありがとうございます。それでは続きまして、農林漁業信用基金担当の経営局金融調整課からご説明をお願いします。

○経営局金融調整課長：経営局金融調整課長の村井でございまして。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。私のほうからは、農林漁業信用基金の中期目標の変更の關係をご説明させていただきます。

資料のほうは5-2になります。よろしくお願ひを申し上げます。5-2の2ページをお開きいただければと思ひます。変更の理由と変更案のポイントを簡潔にまとめておひます。変更の理由につきましては、今、生産局のほうから農畜産業振興機構について説明がありましたけれども、同じく事業仕分けの結果を受けての中期目標の期間中の期中変更ということになります。

農林漁業信用基金につきましては、平成22年の4月の事業仕分け第2弾がございました。この評価を受けまして同じく昨年の12月の閣議決定になりますけれども、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の中に具体的に盛り込まれておひます。中身につきましては、お隣3ページのほうに關係の部分抜粋をしておひます。そこにありますように、低利預託原資貸付業務の廃止、あるいは政府出資金の国庫返納といった中身になっておひます。

具体的に申しますと、まず3ページに基本方針の上段のところ、事務・事業の見直しのところで項目を並べておひますけれども、01の農業信用保険業務と03の漁業信用保険業務につきましては、低利預託原資貸付業務の廃止ということになっておひまして、本法人の事業として

は廃止ということになっております。

また、02 の林業信用保証業務の中の低利預託原資貸付業務につきましては、再設計ということで、ニーズに応じた規模に縮減をし、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進めるということとされているところでございます。

また、農業災害補償関係業務、それから漁業災害補償関係業務につきましても事業の見直しということで、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減をするということで、いずれも 23 年度中に実施、あるいは 23 年度からの実施ということになっておるわけでございます。これら事務・事業の見直しを受けて、資産と運営等の見直しにつきましては、その下にありますように、不要資産の国庫返納ということになっております。農業信用保険勘定の低利預託に係る出資金につきましては、政府出資金全額、125 億円ということになりますけれども、これを国庫納付をすると。

それから、同じく漁業信用保険勘定の低利預託に係る出資金、これも事業廃止ということでございますので、政府出資金全額、60 億円ということになりますけれども、これを国庫納付するというところでございます。

また、林業信用保証勘定の低利預託に係る出資金につきましては、事業を再設計した結果ということになりますけれども、政府出資金、これが 171 億円あるわけでございますけれども、このうち新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額、73 億円ということになっておりますけれども、これを国庫納付をするということとしております。

また、農業災害補償関係勘定の利益剰余金、および政府出資金につきましては、事業の見直しに伴って、利益剰余金につきましては全額、また、政府出資金については一部となりますけれども、合わせて 40 億円を国庫納付をするということになっておます。こういった独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針を受けて、今般、農林業信用基金の中期目標を変更するということが内容でございます。

2 ページのほうに戻っていただきまして、変更案のポイントを簡単にご説明をさせていただきます。基本的な内容は今申し上げたとおりでございます。低利預託原資貸付業務について次のおり廃止、または見直しを行い、それとともに不要となる政府出資金を平成 23 年度中に国庫納付するというところでございます。金額等につきましては今ご説明をさせていただいたとおりでございます。

また、今回併せて農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務の両部署を統合した上、業務の効率化を図るということで、こういったことも中期目標の中身に反映をさせていきたいと

ということございます。具体的な中期目標の変更案につきましては、4ページのほうに新旧対照表のかたちで添付をさせていただいております。

第2の1の④から⑦にかけて低利預託原資貸付業務の廃止、それに伴う国庫納付というようなことで記載をしているところがございます。また、農業災害補償関係業務と漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合の関係につきましては、2のところに記載してございます。

私からの説明は、以上で終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○松本分科会長：ありがとうございました。ただ今は、農畜産業振興機構ならびに農林漁業信用基金の中期目標の変更について説明を受けたわけでございます。

それでは、まず農畜産業振興機構の中期目標の変更の説明につきまして質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。長村委員どうぞ。

○長村専門委員：素人の質問になると思います。海外事務所がなくなるということで、事業に係る総コストが増加しない範囲で出張で補うというふうにお聞きしました。具体的には、海外駐在員を何カ所に置いておられたというのもちよっと興味があります。

それから、出張で補う場合、何回ぐらい出張ができるのか、情報収集がそれで問題がなくいけるのか、その辺のところを教えてください。

○松本分科会長：それでは、ただ今の委員からのご質問に対して回答をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長：現在5カ所事務所がございます。ブリュッセル、シンガポール、シドニー、アメリカのワシントン、そしてブエノスアイレスでございます。これについては、先ほど申しましたように、シンガポールについてはすでに廃止しています。残りの4カ所については3月中に廃止をする予定でございます。私ども今後どういうふうにするかと申しますと、それぞれの国の関心のある事項について23年度の事業計画を今練っているところですが、現地の調査会社を選定をしたり、あるいは先ほどご質問がございましたが、場合によっては、そののところに出張に行くということで対応する予定でございます。それぞれ事案の重要さ等々によって変わってくるかと思っておりますけれども、従前、現地にいたと同じような調査結果が得られるように、それぞれの調査の重要度合いに応じて出張回数についても工夫をしていくということでございます。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。そのほかご意見。はい、夏目委員どうぞ。

○夏目委員：すいません。野菜関係業務のところがございますけれども。野菜の需給関係というのは、すごく自然に左右されて、毎年、毎年この野菜の安定的な供給と需給のバランスというのが難しいような現状になっていると思うんですけれども。そういう中で新たにモデル事業

を実施されるということなんですけれども、このモデル事業のイメージというのは、どういうものになるのでしょうか。少し教えていただきたいと存じます。

○松本分科会長：それでは回答をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長：モデル事業でございますけれども、これは契約取引のモデル事業ということで、23年度に実施する予定でございます。例えば、生産者といろんな加工メーカーなどの実需者の間で、特定の野菜について事前に数量とか価格を決定して取引を行っていくというものです。今おっしゃったように、事前に価格なり数量を取り決めましても、豊凶によって、場合によっては十分な契約数量を確保できないこともありますし、また価格も変動するという中で、契約というこのモデル事業は、例えば、当初一定の価格と一定の数量にしますと、全体の取引価格、 $P \times Q$ が出るわけですが、それをできるだけ安定させたいと。契約取引の終了後、実は数量が減っていたり、あるいは増えていたり、あるいは価格が上昇し、あるいは下がったりする場合がありますから、全体の実現された $P \times Q$ が少なくなる場合がございます。その場合に、当初予定しておいた $P \times Q$ の一定割合を補填をしようとする。そうすることによって事前に生産者と実需者の皆さんが契約取引をするというようなことを広めていきたいというモデル事業でございます。このモデル事業を実施した結果、こういうことであればうまくいくということが判明いたしましたら、それを踏まえて現在の契約取引安定制度を廃止をして、新しい制度を創設するという運びになるかというふうに思っております。

○松本分科会長：今のご説明いかがですか。

○夏目委員：そうしますと、このモデル事業というのは今、期中の変更なんでございますけれども、この期中の残された年度の中でモデル事業をやって、その結果から制度化をしようというふうにお考えなのでしょうか。

○農畜産業振興機構理事長：はい。おっしゃるとおりでございます。まずは23年度にこういうモデル事業を実施すると。その検証を踏まえて現在の契約取引安定制度をどのように変えていくかという検討になるかというふうに思っております。

○夏目委員：はい。ありがとうございました。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。どうぞそのほかお願いします。ございませんか。

それでは、ただ今の委員からのご質問に対して応答は委員の了解を得られましたので、農畜産業振興機構の中期目標の変更につきましては、主務大事に対し異存なしとの意見としてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、農林漁業信用基金の中期目標の変更の説明についてご質問・ご意見をちょうだいした

いと思います。どうぞ。

○長村専門委員：いいでしょうか。

○松本分科会長：はい。長村委員、どうぞ。

○長村専門委員：畜産のほうが入っているのかどうか、ちょっとわからないんだけど、口蹄（こうてい）疫ですごい損害とかが出ている現状とかを見たときに、どういうかたちで生産者が補てんされるように制度ができてるのか。ここの部局で関係があるとしたら、資金規模まで縮減するって書いてあるから、縮減していいのか、ちょっと気になります。そのところ教えてください。

○松本分科会長：じゃあ、その点、ご回答お願いします。

○保険監理官：今のお話は、第2の1の⑦のところの関連だったと思います。この農業災害補償関係業務につきましては、このほかに、農業共済、農業災害補償制度というのがございまして、こちらの方は農業共済組合が農家の掛金を共同の財産として積んで、被害が発生したときにお支払いをするが、組合だけでは安定性を欠くので、県レベルの連合会に保険を掛け、連合会は国に再保険を掛けるという制度がございまして。その中で、この農業災害補償関係業務というのは、その組合の支払いの時に、保険ですので、掛金と、長期的に見れば、支払いは均衡するように料率の設定等がされるのですけれど、短期的に見るとお金が足りないときに、組合で支払いが円滑に進むように資金を融通するというための制度でございまして。

今おっしゃられた口蹄（こうてい）疫の関係の補てんの関係から申しますと、口蹄（こうてい）疫で殺処分等が行われた家畜に対しましては、家伝法の手当金で、まず、擬似患畜といわれるものについては5分の4が手当てをされまして、それから、今回特別になされましたワクチン接種で殺処分になったものについては5分の5の手当てがされました。

共済の方では、その擬似患畜の方の5分の1の部分について、共済に入られていた方には補てんがされたというかたちで、農家の方の殺処分、家畜が口蹄（こうてい）疫にかかったものに対する手当てというのがされたわけでございます。

この農業災害補償関係業務は、そういったものの中で、貸付、借入等の過去の実績を見て、実際にそういった、組合で資金がショートするような場合というのを見ましてやっておりますけれども、実際に今回の口蹄（こうてい）疫や何かの場合には、共済として支払いが滞るといようなことにはなっていないということでございます。よろしいでしょうか。

○長村専門委員：はい。いいです。

○松本分科会長：よろしいでしょうか。はい、そのほかどうぞ。ございませんか。

それでは、委員からのご質問に対しては、ただ今のような回答で委員のご了承が得られましたので、農林漁業信用基金の中期目標の変更につきましては、主務大臣に対しまして、異存なしという回答でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、中期目標の変更につきましては、財務大臣などへの協議がございます。今後、文言などの修正がされる場合がございますが、この旨は、委員の方々におかれまして、どうぞご了承をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。次は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の平成 21 年事業年度退職役員の業績勘案率（案）についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○経営局総務課課長補佐：資料 6 から 6－1、6－2、6－3 になりますけれども、これは、事務局から一括して提案をさせていただきます。

まず、資料 6 でありますけれども、平成 21 事業年度の独立行政法人退職役員の退職手当算定にかかわる業績勘案率（案）についてということで、この退職役員の退職手当算定にかかる業績勘案率につきましては、平成 15 年 12 月 19 日閣議決定により、退職役員の平成 16 年以降の在職期間にかかる退職手当について、1 カ月につき俸給月額 100 分の 12.5 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲で決定する業績勘案率を乗じたものとする事とされております。これについては、閣議決定は参考 1 のとおりです。次のページに掲載しております。

また、農林水産省独立行政法人評価委員会において、業績勘案率は、当該独立行政法人の中項目の年度評価結果の加重平均を基本とする算定式により算出し、特段の法人および個人の業績を考慮して、それぞれ加算することができることとされたということで、これは、参考 2 に掲載しているとおりでございます。

なお、第 5 回農林水産省独立行政法人評価委員会、これは平成 16 年 2 月 16 日に開催しておりますが、この委員会において、業績勘案率の決定にかかる議決権限は分科会に委任されることとされたところでございます。本件に該当する役員として、以下の 12 名にかかる勘案率の決定を求める旨の申請が各独立行政法人からなされており、それぞれの法人が策定した勘案率の案は以下のとおりでございます。

資料につきましては、資料 6－1 が農畜産業振興機構の該当者 5 名の業績勘案率の算出基礎となっております。資料 6－2 が、農業者年金基金の 2 名。それから、資料 6－3 が、農林漁

業信用基金5名のそれぞれ業績勘案率の算定基礎となっておりますので、それぞれ、案として掲載をしているところでございます。

以上です。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明のあった点について、一括してご意見・ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。ございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の平成21年事業年度退職役員の業績勘案率につきましては、本案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は、農畜産業振興機構、農業者年金基金の不要財産の国庫納付についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○経営局総務課課長補佐：これにつきましても、事務局から一括して提案をさせていただきます。不要財産の国庫納付につきましては、第一部でもご審議をいただいたところでございますが、その際、資料3、また元へ戻っていただくといいかと思いますが、資料3の4ページにおいて、先ほどご説明しましたとおり、本日ご審議いただく法人の平成22年度内に国庫返納する不要財産を掲載しております。この第2部におきましては、これらの詳細について、それぞれ資料7-1が農畜産業振興機構、資料7-2が農業者年金基金となっております。

資料7-1ですが、農畜産業振興機構につきましては2ページ以降が関係資料になっており、東京都北区より区道の拡張用に譲渡を申し込まれた、十条台住宅の土地の売却代金、約90万円。それから、緊急的な経済対策として、平成21年度補正予算で措置された機械のリース方式による導入等を支援する、畜産自給力強化緊急支援事業の実施に伴う借受者からの返還金など約18億8,000万円。これが5ページになります。および、平成22年度かぎり終了となります野菜農業振興資金のうち、野菜構造改革促進特別対策事業の残額、約9,300万円、これが7ページです。これらを国庫納付予定となっております。

次に、農業者年金基金につきましては、7-2の、同じく2ページ以降から関係資料となっております。現中期目標および中期計画等に基づき売却した、柏職員宿舎の売却代金、約6,800万円の国庫納付予定をしているところです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明に対しまして、一括して質問・ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。どの法人に対してからでも結構でございます。どうぞよろしく願いいたします。ございませんか。

それでは、もし何かございましたら、後でも結構でございますので、事務局のほうにお問い合わせなり、あるいはご意見をお寄せいただくといたしまして、とりあえずこの場では皆さんから特段のご意見をいただくことがありませんでしたので、農畜産業振興機構、それから農業者年金基金からの不要財産の国庫納付については、主務大臣に対しまして異存なしと回答してよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、そのように対処させていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、農林漁業信用基金における、民間出資に係る不要財産の払い戻しの催告についてでございます。それでは、農林漁業信用基金から説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長：農林漁業信用基金の理事長の埒でございます。よろしくお願いたします。

それでは、農林漁業信用基金における民間出資に係る不要財産の払い戻しの催告の認可申請についてご説明申し上げます。お手元の資料8をご覧ください。2ページ目以降に、民間出資の払い戻しのついでの説明ペーパー、および、催告に係る認可申請書等の配布をさせていただいております。

当信用基金における民間出資のうち、今回払い戻しをする必要がございますのは、全国漁業協同組合連合会、略称・全漁連というふうに申しておりますが、全漁連からの出資金でございます。

昭和56年に、燃油高騰および魚価低迷などによる漁業経営の影響を抑えるため、国庫により全漁連に漁業経営安定特別対策基金が造成されました。そして、この基金の事業の一環といたしまして、債務保証の推進に必要な財源を各県の漁業信用基金協会に融資するため、全漁連より9,700万円が当信用基金に出資されたものでございます。平成20年12月、行政改革推進本部による補助金等の交付により造成した基金の見直し、こういうことが行われ、全漁連の基金による事業は平成21年度で終了することになりました。これを受けまして、全漁連は今年度中に基金全額を国庫に返納することとしております。また昨年11月に、改正独立行政法人通則法が施行され、民間等出資に係る不要財産の払い戻しが可能となったところでございます。

以上のことから、信用基金といたしましては本資金を不要財産として、独立行政法人通則法第46条の3により、主務大臣の認可を受けた後、全漁連に対し払い戻しの請求をすることができる旨の催告を行い、そして、払い戻しの請求に基づき、年度内に遅滞なく全漁連に払い戻すことといたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松本分科会長：ありがとうございました。ただ今の独立行政法人農林漁業信用基金における民間等の出資に係る不要財産の払い戻しの催告について、ご質問・ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特段のご意見がございませんので、農林漁業信用基金における民間出資に係る不要財産の払い戻しの催告については、主務大臣に対しまして異存なしとの意見でよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の役員給与規程の一部改正についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○経営局総務課課長補佐：これも事務局から一括提案いたします。役員給与規程の一部改正につきましても、第一部でもご審議をいただいたところではありますが、第二部におきましても、資料9-1が農畜産業振興機構、資料9-2が農業者年金基金、資料9-3が農林漁業信用基金となっています。

まず、農畜産業振興機構でございますが、資料9-1をご覧ください。3ページに概要がありますが、各法人共通の措置として、俸給月額0.2%の引き下げ、および、期末特別手当につきまして、0.15カ月分の引き下げを行い、年間2.95カ月分となっております。

次に、農業者年金基金でございます。資料9-2をご覧ください。これも3ページに概要がありますが、農業者年金基金につきましても、他法人と同様に俸給月額0.2%の引き下げ、および、期末特別手当につきましては、0.15カ月分の引き下げを行い、年間2.95カ月分となっております。

それから、資料9-3をご覧ください。これが農林漁業信用基金でございます。2ページに概要がありますとおり、俸給月額について0.2%引き下げとなっております。また、期末手当につきましても、ここにもありますが、同様に0.15カ月分の引き下げを行い、年間2.95カ月分となっております。

以上でございます。

○松本分科会長：ありがとうございました。それでは、ただ今の3法人、すなわち、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の役員給与規程の一部改正について、ただ今からご質問・ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。いかがでしょうか。

それでは、特段の意見がないようでございますので、各法人の役員給与規程の一部改正につきましても、主務大臣に対しまして意見の申し出はないということによろしいでしょうか。は

い、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、最後の議題、その他でございますが、特に事務局から用意しているものはないようでございます。それで、各委員におかれましては、本日長時間にわたりご審議いただいたわけではありますが、全体を通して何かご意見、あるいはご質問がございましたら、あらためてここで承りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。ございませんか。ないようでしたら、最後に、事務局から連絡事項をお願ひしたいと思ひます。

○経営局総務課長：長時間にわたりましてご審議を賜りまして誠にどうもありがとうございました。本日の議事を運営いただきました松本分科会長におかれましては、このたび、2月13日の任期満了をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員をご退任いただくことになっております。松本分科会長におかれましては、平成13年から10年の長きにわたりまして、評価委員として専門的な立場からのご意見を賜りました。また、当評価委員会の委員長、また、農業分科会会長といたしまして、会の運営に多大なご尽力を賜りました。本当にどうもありがとうございました。厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

また、これまで評価委員をお務めいただきました佐々木珠美委員、井上眞理委員、向井文雄委員におかれましては、任期満了をもちましてご退任いただくことになっております。さらに、専門委員におきましては、鱈場尊専門委員、岡智専門委員、本日ご欠席でありますけれども、萬野修三専門委員につきましてもご退任ということになっておりますので、ご紹介させていただきます。皆さまのこれまでのご尽力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。今後も、これまで同様にご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

本日の資料でございますが、そのままお持ち帰りいただいても結構でございますし、お申し出いただければ、事務局のほうで後ほど郵送するように手配をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

最後になりますが、新評価委員の皆さまで開催されます次回の農業分科会の開催日時でございますけれども、3月15日の14時から、本日と同様、ここ三田共用会議所、今度の会議室はABC会議室で行うように準備を進めているところでございます。議事の内容につきましては、十分な時間の余裕を持ちましてご連絡を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○松本分科会長：ただ今ご案内いただきましたように、本日のこの農業分科会の評価委員会の

議長を最後に退任させていただきます。10年間という間があつという間に過ぎたような感じを、正直しております。この間、実にいろいろな問題があつて、皆さんには大変長時間にわたり非常にご熱心なご審議をお願いしたところがございますが、大混乱することなくこの委員会を進行させていただくことができましたことを、心から厚く御礼を申し上げます。

こういう評価委員会といいますのは、例えば、本日ご提案いただきましたああいう給与体制の一部改正、あるいは中期見直しの変更。極めて、考えてみれば重要なことをご審議していただくわけで、もっともなことだと思いますけれども、そうしたことを振り返ってみますと、一つ一つご審議いただくことがいかに重要であるか。私は専門が自然科学でございますので、特に社会科学等においては非常に疎いところがございます。そういったことで、それで大丈夫かということが、当初は大変問題になっておりました。

ところが間もなく、PT会議というので、それに非常に特化した、ご専門に非常に近い、そういう委員会を設けていただいて、そのときに非常に詳細にわたってご審議いただく体制ができわけでございます。私はこのPT会議がなかったら到底、例えば、今日のような審議はかなり、皆さん方のご了解を得ずして運営することはできなかったのではないかと、非常に、そういう意味ではPT会議の重要性を認識した次第でございます。

とは申せ、いろいろ時代の時流に沿って、法人の縮小あるいは統廃合、こうしたものが常に頭をもたげてきて、そのために非常に、はっきり言えばこれでもうものすごく自分の手足をもぎ取られるような、大げさでございますが、非常に痛い思いをしてまいりました。しかし、よくよく考えてみますれば、そういう問題ができる社会的な背景もあるわけございまして、そうしたところは、皆さんの常に真摯なご審議の上に、今日に至った。こういうことで、大変私としてはラッキーな10年間であった。これはひとえに皆さま方のご支援によるところが多かったと、あらためてここで感謝申し上げる次第でございます。

私をはじめ、委員の方々のかかりの方が退任されますけれども、留任されます方、それから、新任されます委員も合わせて今後のこの評価委員会、ますます充実した会議にさせていただければと、そういうふうに思って、最後でございますが、誠に簡単なおあいさつでございますが、お礼に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

午後4時10分 閉会